

# 青森県報

第二千九百七号

平成二十年  
三月十四日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

會計管理者の事務の一部委任の一部改正……………(経理課)…一

### 公告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活課)…一

右 同……………( )…二

右 同……………( )…二

右 同……………( )…二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する……………( )…三

同法第十条第二項の規定による公告……………( )…三

右 同……………( )…三

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課)…四

建設業者の許可の取消し……………( )…四

右 同……………( )…四

右 同……………( )…四

右 同……………( )…四

右 同……………( )…五

### 教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改……………(職員福利課)…五

正する規則……………( )…五

## 告示

青森県告示第百八十九号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号(會計管理者の事務の一部委任)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

分任出納員の項の表中「東青地域県民局地域健康福祉部」も相談総室、中南地域県民局地域健康福祉部、上北地域県民局地域健康福祉部の福祉総室及びびごども相談総室」を「地域県民局地域健康福祉部各総室」に、「並びに青森県農林総合研究センター林業試験場木材加工部」を「及び青森県農林総合研究センター林業試験場木材加工部」に改める。

## 公告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人はくとふる倶楽部

三 代表者の氏名  
久保田 洋子

四 主たる事務所の所在地  
八戸市下長五丁目六の一三

五 定款に記載された目的

この法人は、介護や子育てなど様々な生活支援を必要とする人々に対する個別支援と、地域の中で共に支え合い生きがいを感じ合うことができるコミュニティ形成のために、多様な福祉・教育活動等を行うことで、すべての世代の人々がいきいきと健やかに暮らすことができる社会創りと、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森フィルムコミッション

三 代表者の氏名

鹿内 一徳

四 主たる事務所の所在地

青森市大字諏訪沢字桜川一〇八の三

五 定款に記載された目的

この法人は、映画又はテレビ番組その他の映像の撮影をサポートするとともに、映画又はテレビ番組その他の映像を活用し、広く青森の自然や文化その他の地域資源を紹介することによって、青森の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むつ市陸上競技協会

三 代表者の氏名

吉原 朋治

四 主たる事務所の所在地

むつ市金曲一丁目一五の八

五 定款に記載された目的

この会は、むつ市並びに下北郡内のアマチュア陸上競技者及び陸上競技部を有する団体に対して、陸上競技技術の向上と陸上競技振興に関する事業等を行い、もつて市民等の体力の向上と、スポーツ精神の啓蒙、普及に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人精神障害者フォーラム

三 代表者の氏名

桐原 尚之

四 主たる事務所の所在地

青森市大字矢田前字弥生田一の四  
五 定款に記載された目的

この法人は、完全な参加型社会を目指し、既存の精神障害者活動の活性化を目的とするコンサルティングの立場から精神障害者活動を行うことを目的とし、より広いネットワークの中で円滑な役割分担と協力体制を築き、全ての人の人権の回復に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年三月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レジオン・ラポール

三 代表者の氏名

高橋 雅雄

四 主たる事務所の所在地

青森市大字筒井字八ッ橋一二二五の四

五 定款に記載された目的

この法人は、人間の尊重と成長をテーマにした教育啓発活動を行い、心豊かな住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平成謝恩会

三 代表者の氏名

大西 一男

四 主たる事務所の所在地

三戸郡五戸町字正場沢長根二〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者等が生産活動、創造的な活動、地域に必要なボランティア活動等に喜びをもって参加でき、より充実した健康で文化的な生活を送ることができるよう、計画的に場を設定して支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいゆう

三 代表者の氏名

大谷 圭子

- 四 主たる事務所の所在地  
北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田五四の二
- 五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する障がい者の方々に対して、就労する上での支援、並びに生活を楽しみ、生きがいを見出すことにつながる活動を行い、障がい者があらゆる分野において自由な社会参加ができ、そしてライフステージの全ての段階において人権が尊重され、活動ができる社会を目指すことによって、福祉の向上に寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                                                                                                                                                      |                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>開発区域（工区）に含まれる地域の名称</p>                                                                                                                                            | <p>開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）</p>           |
| <p>五所川原市大字唐笠柳字藤巻二三八の一、二三八の三、六二九の一、六三三の一、六三四から六三六まで、六三七の一、六三八の一、六三九、六四〇の二、七五七の二、七九三の二から七九三の四まで、七九四の三から七九四の九まで、八〇三の二から八〇三の六まで、八〇四の二から八〇五の四まで及び八〇六の二から八〇六の四まで（第二工区）</p> | <p>八戸市大字長苗代字前田八三の一<br/>株式会社 ユニバース</p> |

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社いりさん地建
- 二 代表者の氏名 工藤 朝子
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字駅前町一〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一〇八五三号
- 五 取消年月日 平成二十年二月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十九年十二月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社高森組
- 二 代表者の氏名 高森 米和
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字金浜字折場沢三二の一七五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一〇二二八号
- 五 取消年月日 平成二十年二月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社安田商事
- 二 代表者の氏名 安田 保美
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町上相野明石三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一三三三七号
- 五 取消年月日 平成二十年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、及び・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十九年十二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 坂本重機有限公司
- 二 代表者の氏名 坂本 茂
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町上北北二丁目三三の二一九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第四四八二号
- 五 取消年月日 平成二十年二月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「学校施設課、義務教育課、県立学校課」を「学校教育課、教職員課、学校施設課」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

| 課 名     | 室 名             |
|---------|-----------------|
| 学校教育課   | 特別支援教育推進室       |
| スポーツ健康課 | 全国高等学校総合体育大会準備室 |
| 文化財保護課  | 三内丸山遺跡保存活用推進室   |

第四条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

第五条第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 教育庁及び教育機関(県立学校を除く。)の組織及び職務権限に関すること。



第七条及び第八条を削る。

第六条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 県立高等学校の授業料及び受講料に関する事。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

第六条 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 市町村立幼稚園、小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教育課程  
学習指導、生徒指導及び進路指導並びに学校教育に関する専門的事項の指導に  
関すること。

二 市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教科書その他の教  
材の取扱いに関する事。

三 市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の学校図書館の指導  
及び助言に関する事。

四 県立中学校及び高等学校の修学旅行に関する事。

五 県産業教育審議会に関する事。

六 市町村立小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の産業教育及び理科  
教育の振興、市町村立小学校及び中学校のへき地教育の振興並びに県立高等学校  
の定時制教育及び通信教育の振興に関する事。

七 県立中学校及び高等学校の入学者選抜に関する事。

八 県立中学校及び高等学校の入学者選抜手数料並びに県立高等学校の入学料に関  
すること。

九 県立中学校及び高等学校の生徒の入学、転学及び退学に関する事。

十 市町村立小学校及び中学校の教科用図書の展示及び採択地区並びに市町村立小  
学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教科用図書の採択に関する事。

十一 県教科用図書選定審議会に関する事。

十二 教科用図書の給付及び給与に関する事。

十三 市町村立幼稚園、小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校に係る教  
育研究団体に関する事。

十四 市町村立幼稚園、小学校及び中学校並びに県立中学校及び高等学校の教員の  
現職教育に関する事。

十五 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励に関する事。

十六 へき地寄宿舎居住費及び通学費に関する事。

十七 県総合学校教育センターに関する事。

(特別支援教育推進室)

十八 県立特別支援学校の設置、管理及び廃止に関する事。

十九 県立特別支援学校職員の定数、任免、服務その他の人事に関する事。

二十 県立特別支援学校の組織編制に関する事。

二十一 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導並びに学  
校教育に関する専門的事項の指導に関する事。

二十二 県立特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関する事。

二十三 県立特別支援学校の学校図書館の指導及び助言に関する事。

二十四 県立特別支援学校の修学旅行に関する事。

二十五 県立特別支援学校の産業教育及び理科教育の振興に関する事。

二十六 県立特別支援学校の幼児、児童及び生徒の就学並びに入学、転学及び退学  
に関する事。

二十七 県立特別支援学校の教科用図書の採択に関する事。

二十八 県立特別支援学校への就学奨励に関する事。

二十九 県立特別支援学校並びに市町村立小学校及び中学校の特別支援学級におけ  
る教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育  
の振興に関する事。

三十 県立特別支援学校に係る教育研究団体に関する事。

三十一 県立特別支援学校の教員の現職教育に関する事。

三十二 県立特別支援学校の通学区域に関する事。

三十三 県立特別支援学校の出納員その他の会計職員の推薦に関する事。

第七条 教職員課においては、次の事務をつかさどる。

一 県費負担教職員並びに県立中学校及び高等学校教職員の定数及び任免に関する  
事。

二 県費負担教職員及び県立学校職員の分限、懲戒、公務災害その他の人事に関す  
ること。

三 県費負担教職員のサービスの監督の技術的な基準及び県立学校職員の服務に関す  
ること。

四 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験に関する事。

五 教育職員の認定講習に関する事。

六 教育職員の免許状に関する事。

七 教育職員の免許状に係る教科以外の教科の教授担任許可及び教育職員の免許状を有しない者を教科の領域の一部に係る事項又は教科に関する事項の教授又は実習を担任する非常勤講師に充てることの届出に関する事。

八 市町村立幼稚園、小学校及び中学校の設置及び廃止並びに管理の指導及び助言並びに県立中学校及び高等学校の設置、管理及び廃止に関する事。

九 市町村立小学校及び中学校の学級編制の協議に対する同意並びに県立中学校の学級編制及び県立高等学校の組織編制に関する事。

十 県立中学校及び高等学校の通学区域に関する事。

十一 県費負担教職員及び県立学校職員の職員団体にに関する事。

十二 定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する事。

十三 県立高等学校の出納員その他会計職員の推薦に関する事。

十四 青森県育英奨学会に関する事。

十五 教育事務所に関する事。

第九条の二第十六号中「全国スポーツ・レクリエーション祭推進室」を「全国高等学校総合体育大会準備室」に、「全国スポーツ・レクリエーション祭の」を「全国高等学校総合体育大会の」に改める。

第九条の三第八号中「三内丸山遺跡対策室」を「三内丸山遺跡保存活用推進室」に改める。

第十二条第二項及び第三項中「小・中学校及び幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改める。

第十四条第二項中「義務教育課、県立学校課」を「学校教育課、教職員課」に改める。

第十六条第一項中「第十六条の三」を「第十六条の二」に改め、「第十六条の五」の下に、「第十六条の七」を加える。

第十六条の四第一項を次のように改める。

学校教育課特別支援教育推進室、スポーツ健康課全国高等学校総合体育大会準備室及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室に至長を置く。

第十六条の五を第十六条の七とし、第十六条の四を第十六条の六とし、第十六条の三を第十六条の五とし、同条の前に次の一条を加える。

(サブリーダー)

第十六条の四 グループに必要なに応じサブリーダーを置く。

2 サブリーダーは、上司の命を受け、グループリーダーの補助的事務に従事し、グ

ループの事務を整理する。

第十六条の二を第十六条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

(課長代理)

第十六条の二 課に必要なに応じ課長代理を置く。

2 課長代理は、上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を整理するとともに課の分掌事務のうち課長が特に命じた重要な事項を掌理する。

第二十一条第一項中「第十六条」を「第十六条の二」に、「第十六条の三」を「第十六条の五」に改め、同条第二項中「第十六条の二」を「第十六条の三、第十六条の四」に改める。

第二十二条第一項中「前十四条」を「前十六条」に改める。

別表第一スポーツ健康課の項の前に次のように加える。

|       |           |                                                                                   |
|-------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 学校教育課 | 学校教育企画監   | 学校教育の重要な施策に関する企画及び調整、学校種間の連携及び接続に関する企画、調整及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。                   |
| 生涯学習課 | 学校地域連携推進監 | 生涯学習の振興のための重要な施策に関する企画及び調整、学校、家庭及び地域の連携による教育の推進に関する企画、調整、助言及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。 |

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭